

鳥取県特用林産生産資材価格高騰支援事業費補助金交付要綱

制 定 令和5年2月16日付第202200278172号鳥取県農林水産部長通知
一部改正 令和6年2月7日付第202300243554号鳥取県農林水産部長通知

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則(昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。)第4条の規定に基づき、鳥取県特用林産生産資材価格高騰支援事業費補助金(以下「本補助金」という。)の交付について、規則並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号)、林業・木材産業国際競争力強化総合対策等地方公共団体事業費補助金交付等要綱(令和4年12月2日付4林整計第428号農林水産事務次官依命通知)及びきのこの生産資材導入支援実施要領(令和4年12月23日付4林政経第827号-1林野庁長官通知。以下「国実施要領」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、生産資材の国産化及びコスト低減に取り組むきのこ生産者に対して、次期生産に必要な生産資材の導入費の一部に対する補助金の交付等を行うことを通じて、現下の燃油・電気代及び生産資材の高騰において来期以降も経営を継続できるようにするとともに、経営の体質強化を図ることを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的を達成するため、別表の第1欄に掲げる事業(以下「補助事業」という。)について、次の各号に掲げる者(以下「補助事業者」という。)に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

- (1) 自らきのこ生産を行う市町村、森林組合、森林組合連合会、生産森林組合、農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人及び民間事業者(中小企業基本法第2条第1項第1号に該当する者に限る。以下同じ。)であって、きのこの販売収入が事業収入の過半を占める者(以下「取組実施者」という。)
- (2) 取組実施者を取りまとめる市町村、森林組合、森林組合連合会、生産森林組合、農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人及び民間事業者(以下「取りまとめ者」という。)

2 本補助金の額は、別表の第4欄に定める各品目の定額単価に別紙で算定する各品目の次期生産量を乗じて得た額の合計額(取組実施者毎に千円未満の端数は切り捨てとする。また、1取組実施者当たり5,000千円を上限とする。以下「補助金上限額」という。)以下とする。なお、補助事業者が取りまとめ者である場合は、それぞれの取組実施者の補助金

の額の合計額とする。

- 3 なお、鳥取県産業振興条例（平成 23 年鳥取県条例第 68 号。以下「条例」という。）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者（条例第 2 条第 1 項の「事業者」の定義に従い、「県内に本店、支店、営業所、事務所その他名称の如何を問わず、事業を行うために必要な施設を有して事業活動を行う者」をいう。以下同じ。）への発注に努めなければならない。

（交付申請の時期等）

第 4 条 本補助金の交付申請は、知事が別に定める日までに行わなければならない。

- 2 規則第 5 条の申請に添付すべき同条第 1 号及び第 2 号に掲げる書類は、様式第 1 号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が 5 パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第三に掲げる法人及び同法第 2 条第 7 項に規定する人格のない社団等）若しくは地方公共団体であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条第 2 項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

（交付決定の時期等）

第 5 条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から起算して、知事が、その財源に充当する国の補助金の交付を申請してから当該交付の決定を受けるまでの日数に、原則として 20 日を加えた日数が経過する日までの間に行うものとする。

- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第 2 号によるものとする。
- 3 知事は、前条第 3 項の規定による申請を受けたときは、第 3 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（承認を要しない変更）

第 6 条 規則第 12 条第 1 項の知事が別に定める変更は、別表の第 2 欄に掲げる者が行う補助事業に係る同表の第 6 欄に定める変更以外の変更とする。

- 2 第 5 条第 1 項の規定は、変更等の承認について準用する。

（事業遅延の届出）

第 7 条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式第 3 号による遅延届出書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第8条 補助事業者は、補助金の交付決定に係る年度の9月30日現在において、様式第4号により事業遂行状況報告書を作成し、当該年度の10月31日までに知事に提出しなければならない。ただし、令和4年度中に補助金の交付決定を受けた事業については、この限りでない。

2 前項による報告のほか、知事は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して当該補助事業の遂行状況について報告を求めることができる。

(実績報告の時期等)

第9条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日又は交付決定を受けた年度の翌年度の4月5日のいずれか早い日。

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあつては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月5日。

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 本補助金の交付を受けようとする者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第5号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(財産の処分制限)

第10条 規則第25条第2項のただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めがない財産については、知事が別に定める期間）とする。

2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具

(2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの

(補助金調書の作成)

第 11 条 補助事業者が地方公共団体である場合にあつては、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、様式第 6 号による補助金調書を作成しなければならない。

(提出書類の部数等)

第 12 条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類は 1 部とする。

(雑則)

第 13 条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 5 年 2 月 16 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 2 月 7 日から施行する。

別表(第3条、第6条関係)

1 補助事業 の区分	2 補助事業者	3 補助対象経費	4 補助率	5 補助金上限額	6 重要な変更
特用林産生産資材価格高騰 に対する支援	(1) 自らきのこ生産を行う市町 村、森林組合、森林組合連合 会、 生産森林組合、農業協同組合、 農 業協同組合連合会、農事組合法 人 及び民間事業者（中小企業基本 法 第2条第1項第1号に該当する 者 に限る。以下同じ。）であって き この販売収入が事業収入の過 半 を占める者（以下「取組実施 者」 という。） (2) 取組実施者を取りまとめる 市 町村、森林組合、森林組合連合 会、生産森林組合、農業協同組 合、農業協同組合連合会、農事 組 合法人及び民間事業者（以下 「取 りまとめ者」という。）	きのこの次期生産に必 要な生産資材の導入に 要する経費	きのこの品目ごとに定める次の単価以内 <u>(1) 菌床栽培</u> ア しいたけ 5.10円/k g イ なめこ 3.28円/k g ウ えのきたけ 1.58円/k g エ ぶなしめじ 3.09円/k g オ えりんぎ 8.42円/k g カ ひらたけ 5.54円/k g キ きくらげ 3.35円/k g ク やまぶしたけ 12.71円/k g ケ たもぎたけ 8.93円/k g ただし、きのこ生産に係る経営費のうち 電気代が15%を超える取組実施者につい ては、次の単価以内 <u>(1) 菌床栽培</u> ア しいたけ 7.15円/k g イ なめこ 4.59円/k g ウ えのきたけ 2.21円/k g エ ぶなしめじ 4.33円/k g オ えりんぎ 11.78円/k g カ ひらたけ 7.75円/k g キ きくらげ 4.69円/k	1 取組実施者当 たり5,000 千円	(1) 補助事業の中止又 は廃止 (2) 補助事業者毎の交 付額の増及び30%を 超える減

様式第1号（第4号及び第9条関係）

令和__年度 鳥取県特用林産生産資材価格高騰支援事業費補助金
事業計画（報告）書及び収支予算（決算）書

1 事業の目的

生産資材の国産化及びコスト低減（以下「コスト低減等」という。）に取り組み、現下の燃油・電気代や生産資材の高騰において来期以降も経営を継続できるようにするとともに経営の体質強化を図る。

2 事業の内容及び計画（実績）

No.	事業実施主体	取組実施者 (氏名又は法人・組織名)	きのこの種類	支援単価 (円/kg)	次期生産量 (kg)	年間平均生産量 (kg)	補助金額 (円)	備考
				特例単価の適用				
計								

(注)

- 「特例単価の適用」の欄は、きのこ生産に係る経営費のうち電気代が15%を超える取組実施者は”有”と記載し、「支援単価（円/kg）」の欄は別表の第4欄のただし書きの単価を適用することができる。
- 適宜、行を追加すること。
- 表中に十分に記載できない場合には、別紙で提出すること。

3 経費の配分及び負担区分

区分	補助事業に要する経費 (A+B)	負担区分		備考
		国庫補助金 (A)	その他 (B)	
きのこの生産資材導入	円	円	円	
合計				

4 事業の完了予定年月日 令和__年__月__日

5 収支予算（決算）

(1) 収入の部

区分	予算（決算）額	備考
国庫補助金	円	
その他	円	
合計	円	

(2) 支出の部

区分	予算（決算）額	備考
	円	
合計	円	

(注) 備考欄には積算内訳を記載する。

様

職 氏 名

令和__年度鳥取県特用林産生産資材価格高騰支援事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった令和__年度鳥取県特用林産生産資材価格高騰支援事業費補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本補助金の対象事業は、「鳥取県特用林産生産資材価格高騰支援事業」とし、その内容は、申請書のとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、……………とする。ただし、対象事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県特用林産生産資材価格高騰支援事業費補助金交付要綱（令和5年2月16日付第202200278172号鳥取県農林水産部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の収受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の他、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）、林業・木材産業国際競争力強化総合対策等地方公共団体事業費補助金交付等要綱（令和4年12月2日付4林整計第428号農林水産事務次官依命通知）及びきのこの生産資材導入支援実施要領（令和4年12月23日付4林政経第827号-1林野庁長官通知）の規定に従わなければならない。

様式第3号（第7条関係）

令和__年度鳥取県特用林産生産資材価格高騰支援事業費補助金遅延届出書

様

職 氏 名

令和__年__月__日付第__号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記の理由により（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）ため、鳥取県特用林産生産資材価格高騰支援事業費補助金交付要綱第7条の規定により届け出ます。

記

1 補助事業が（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）理由

2 補助事業の遂行状況

区 分	総事業費	事 業 の 遂 行 状 況				備 考
		〇年〇月〇日までに 完了したもの		〇年〇月〇日以降に 実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日	
	円	円	%	円		

(注) 1 括弧内は、該当するものを記載すること。

2 補助事業の遂行状況は、届出時点において確認されている直近の遂行状況を記載することとし、「〇年〇月〇日以降に実施するもの」欄は、完了時期を延期して事業を継続したい場合のみ記載すること。

様式第4号（第8条関係）

令和 年度鳥取県特用林産生産資材価格高騰支援事業費補助金遂行状況報告書

令和 年 月 日付第 号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、鳥取県特用林産生産資材価格高騰支援事業費補助金交付要綱第8条の規定により、その遂行状況を下記のとおり報告します。

記

区 分	総事業費	事業の遂行状況				備 考
		〇年〇月〇日までに 完了したもの		〇年〇月〇日以降に 実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日	
	円	円	%	円		

(注) 1 「区分」の欄には、様式第1号の「3 経費の配分及び負担区分」に記載された事項について記載すること。

2 「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

年 月 日

様

職 氏 名

〇〇年度仕入控除税額報告書

年 月 日付第 号で交付決定通知のあった 年度 事業について、鳥取県
特用林産生産資材価格高騰支援事業費補助金交付要綱第9条第4項の規定により、下記のとおり報告
します。

記

- | | | | |
|---|---|---|---|
| 1 | <u>交付された補助金などの額の確定額</u> | 金 | 円 |
| 2 | <u>消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額</u> | 金 | 円 |
| 3 | <u>補助金の額の確定までに減額した仕入控除税額</u> | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還額（2から3の額を差し引いた額） | 金 | 円 |
| 5 | <u>添付書類</u> | | |
| | <u>（1）消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算方法や積算内訳等を記載した書類</u> | | |
| | <u>（2）課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し）</u> | | |
| | <u>（3）課税売上割合・控除対象仕入れ税額等の計算表（写し）</u> | | |

様式第6号（第11条関係）

○年度
農林水産省所管

林業・木材産業国際競争力強化総合対策等地方公共団体事業費補助金調書

国			地方公共団体名										備考
補助事業名	交付決定の額	補助率	歳入			歳出							
			科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち国庫補助金相当額	支出済額	うち国庫補助金相当額	翌年度繰越額	うち国庫補助金相当額	
○○事業	円			円	円		円	円	円	円	円	円	
○○費													
○○費													
その他													

記載要領

- 「補助事業名」欄には、補助事業等の名称のほか、当該補助事業等に要する経費の配分を記載すること。この場合において、経費の配分の記載は、補助条件等によりその変更を禁止され、又はその変更につき承認を要するものとされている経費の配分のみを特記し、その他の経費の配分は、「その他」として一括記載すること。
- 「科目」欄には、歳入にあつては款、項、目及び節を、歳出にあつては款、項、及び目をそれぞれ記載すること。ただし、「補助事業名」欄に特記した経費に対応する地方公共団体の歳出予算の経費が目の内訳の経費であるときは、歳出の「科目」欄には、その目の内訳までを記載すること。
- 「予算現額」欄には、歳入にあつては当初予算額、追加更正予算額等に区分してそれぞれの額を、歳出にあつては当初予算額、追加更正予算額、予備費支出額、流用増減額等に区分してそれぞれの額を記載すること。
- 「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載すること。
- 補助事業等に係る地方公共団体の歳出予算額の繰越（歳出予算額の一部又は全部を執行せず、その執行しなかった部分の額に相当する金額を新たに翌年度予算に計上する場合を含む。）が行われた場合における翌年度に行われる当該補助事業等に係る補助金等についての調書の作成は、本表に準じて別に作成すること。

この場合には、歳入の「科目」欄に「前年度繰越金」の区分を設け、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下にそれぞれ国庫補助金額を内書（ ）すること。